

平成23年 No.15

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程

制定理由

新教員養成コースの運営，登録学生の指導及び特別ゼミナールに関わる企画・実施等を行うための委員会を設置するものである。

承認経過

平成23年 3 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程を次のように制定する。

平成23年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第9号

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学に、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第28条に基づき、新教員養成コース実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、新教員養成コースの運営、登録学生の指導及び特別ゼミナールに関わる企画・実施等を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議・実施する。

- (1) 特別ゼミナールの企画・実施に関すること。
- (2) 新教員養成コース登録学生の指導に関すること。
- (3) 新教員養成コース登録説明会に関すること。
- (4) その他新教員養成コースの実施に関し必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）が委嘱する者 6名
- (2) 学務課長

(任期)

第5条 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから副学長（教育等担当）が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 大学院教育学研究科運営委員会委員長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、第4条第1号の規定に基づき委嘱される委員6名のうち、副学長（教育等担当）が指名する3名の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会新教員養成コース運営部会要項（平成20年4月2日制定）は、廃止する。